

# 子どもを産んで育てる

## 1

## にんしん 妊娠したとき

### 1-1 やくしよ にんしん つた ぼ し けんこう 役所に妊娠したことを伝えて母子健康 てちょう 手帳をもらう

- にんしん 妊娠したら、自分が住んでいるまちのやくしよ 役所 (しやくしよ 市役所、くやくしよ 区役所、まちやくば 町役場、むらやくば 村役場) に、にんしん 妊娠したことを伝えます。
- やくしよ 役所から 『ぼ し けんこうてちょう 母子健康手帳』 をもらいます。



#### ぼ し けんこうてちょう 母子健康手帳

びょういん い 病院に行くとき、この手帳を持って行きます。あか 赤ちゃんを育てるときにちゅうい 注意することなどが書いてあります。また、つぎ 次のことを書きます。

- にんしん 妊娠しているときのおかあ さんや、う 生まれたあか 赤ちゃんがしょうがくせい 小学生になるまでのけんこう 健康
- あか 赤ちゃんのからだ おお 大きさ、どんなびょうき 病気やよぼうせつしゅ 予防接種 <=びょうき 病気にならないためのちゅうしゃ 注射>

→ P.55 をしたか など

また ↓ のサイトで、にんしん 妊娠しているときのけんこう 健康に関することや、こ 子どものせいちょう 成長やいくじ 育児に関することが見られます。

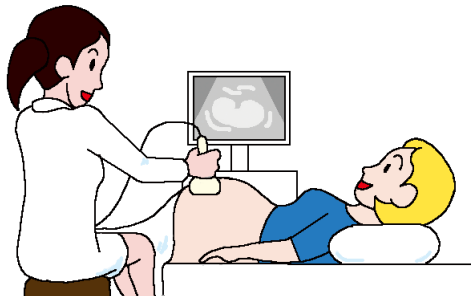
ぼ し けんこうてちょうじょうほうしえん 母子健康手帳情報支援サイト  
<https://mchbook.cfa.go.jp>



## 1-2 妊婦健診 (妊婦健康診査)

- 妊娠しているお母さんが健康かどうか、赤ちゃんが健康に育っているかを調べてもらうために『妊婦健診』を受けます。

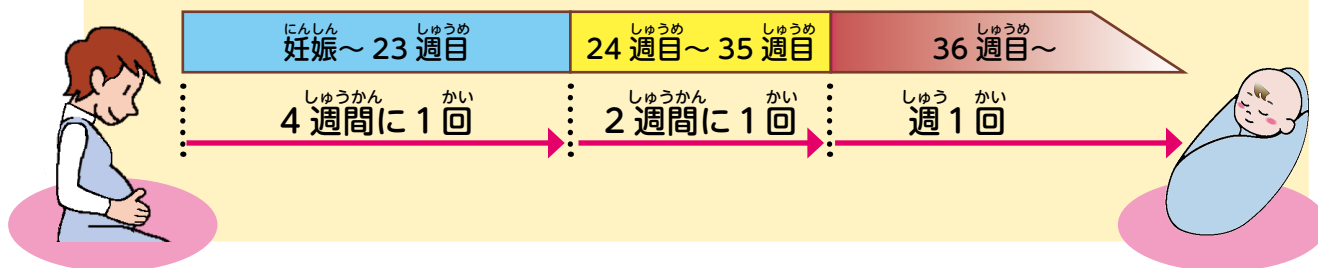
- 妊婦健診を安く受けることができる券を役所からもらうことができます。



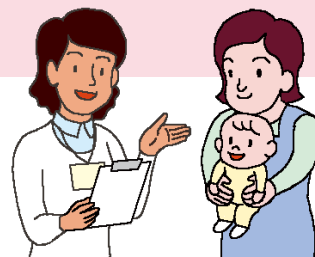
- 妊婦健診を受けるときや、病院で赤ちゃんを産むときは医療保険 → P.73 からお金が出ません。しかし、赤ちゃんを産むときに手術をしたら、保険からお金が出ます。

### 妊婦健診の回数

赤ちゃんを産むまでに14回ぐらい妊婦健診を受けます（妊娠してから23週目までは4週間に1回、24週目から35週目までは2週間に1回、36週目から赤ちゃんが生まれるまでは週1回です）



1-3 相談



妊娠しているときや、赤ちゃんが生まれてから  
 心配なことや困っていることがあったら保健師や  
 助産師に相談することができます。必要があれば、  
 保健師や助産師が無料で家に来てくれることがあります。詳しくは、**住んで**  
**いるまちの役所**に相談してください。

1-4 両親学級 ( 母親学級 や 父親学級 )



新しくお母さんになる人やお父さんになる  
 人に、赤ちゃんを産んで育てるときに大切な  
 ことを教えます。学級に行きたい人は、**住ん**  
**でいるまちの役所**などに聞いてください。こ  
 の学級に行くと、同じところに赤ちゃんが生ま  
 れる人と友達になることができます。

2

あか う  
赤ちゃんが生まれたとき

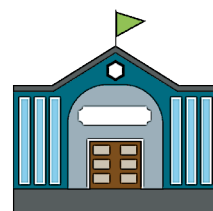
2-1 しゅっしょうとどけ  
出生届

- 日本<sup>にほん</sup>で赤ちゃん<sup>あか</sup>が生まれたら、役所<sup>やくしょ</sup>に『出生届<sup>しゅっしょうとどけ</sup>』  
＜＝赤ちゃん<sup>あか</sup>が生まれたときにまちの役所<sup>やくしょ</sup>に出す紙<sup>かみ</sup>＞を出<sup>だ</sup>します。
- 赤ちゃん<sup>あか</sup>が生まれた日<sup>ひ</sup>から 14 日以内<sup>かいない</sup>に出<sup>だ</sup>します。
- 赤ちゃん<sup>あか</sup>が生まれたまちか、お父さん<sup>とう</sup>やお母さん<sup>かあ</sup>  
が住<sup>す</sup>んでいるまちの役所<sup>やくしょ</sup>に出<sup>だ</sup>します。



2-2 たいしかん  
大使館

- 赤ちゃん<sup>あか</sup>のお父さん<sup>とう</sup>とお母さん<sup>かあ</sup>が両方<sup>りょうほうがいこくじん</sup>外国人<sup>がいこくじん</sup>のときは、赤ちゃん<sup>あか</sup>が  
日本<sup>にほん</sup>で生まれても、日本<sup>にほん</sup>の国籍<sup>こくせき</sup>を持つ<sup>も</sup>ことができません。
- お父さん<sup>とう</sup>とお母さん<sup>かあ</sup>が両方<sup>りょうほうがいこくじん</sup>外国人<sup>がいこくじん</sup>のときは、大使館<sup>たいしかん</sup>か  
領事館<sup>りょうじかん</sup>に赤ちゃん<sup>あか</sup>が生まれた<sup>う</sup>ことを伝<sup>つた</sup>えてください。



お父さん<sup>とう</sup>とお母さん<sup>かあ</sup>が両方<sup>りょうほうがいこくじん</sup>外国人<sup>がいこくじん</sup>のときは、家<sup>いえ</sup>の近く<sup>ちか</sup>の入管<sup>にゅうかん</sup>  
に書類<sup>しよるい</sup>を出<sup>だ</sup>して赤ちゃん<sup>あか</sup>の在留<sup>ざいりゅう</sup>カードをもらいます → P.6。

## 4 子どもを産んで育てる

### ほけん で かね 保険から出るお金

- 赤ちゃんを1人生んだら『出産育児一時金』 <= 赤ちゃんを産むとき、健康保険などからもらうことができるお金> が 健康保険 → P.73 などから出ます。
- 赤ちゃんを生むために仕事を休んだら、『出産手当金』 <= 赤ちゃんを産むために会社を休み、給料をもらうことができないとき、健康保険などからもらうことができるお金> が 健康保険 → P.73 などから出ます。  
出産手当金は、いつもの給料の3分の2のお金がもらえます。
- 赤ちゃんを育てるために、仕事を休んだら、長いときは2年まで『育児休業給付金』 <= 育児休業をしている間に、雇用保険からもらうことができるお金> が 雇用保険 → P.48 <= 会社をやめた後仕事が見つからない人や育児休業、介護休業をしている人を助ける制度> から出ます。はじめの180日間はいつもの給料の67%のお金をもらうことができます。その後は、いつもの給料の50%のお金をもらうことができます。
- 赤ちゃんが生まれてから8週間までの間に、4週間までの期間を決めて、赤ちゃんを育てるために仕事を休んだら、『出生時育児休業給付金』 <= 赤ちゃんが生まれてから会社を休んだとき、雇用保険からもらうことができるお金>、が 雇用保険 から出ます。会社を休む前の給料の67%のお金がもらえます。

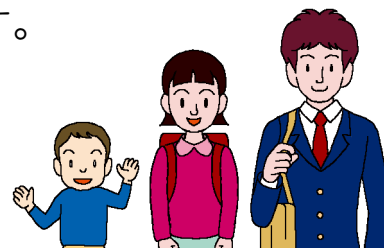


3

じどうてあて  
児童手当

日本で子どもを育てている人は『児童手当』<=子どもが中学校を卒業するまで、子どもを育てている人がもらうことができるお金>をもらいます。

子どもが生まれたときや、引っ越ししたときに、**役所**に申し込みます。



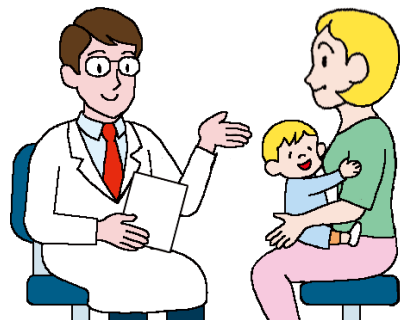
子どもの年齢	1か月にもらうお金
3歳になるまで	15,000円
3歳から12歳まで (小学校を卒業するまで)	10,000円 (18歳までの子どもが3人以上いる家族は、3番目の子どもから1人15,000円)
12歳から15歳まで (中学校を卒業するまで)	10,000円

日本で子どもを育てている人の収入が多いときは、1人の子どもに1か月5,000円もらいます。2022年6月の分からは、1か月5,000円または0円になります。

## 4 子どもを育てる

### 4-1 乳幼児健診 (乳幼児健康診査)

- 役所は無料で、赤ちゃんの体の大きさや、体の様子を調べる『乳幼児健診』を行います。
- 赤ちゃんのことで心配なことやわからないことを相談することができます。
- 赤ちゃんが1歳6か月のときと、3歳のときに乳幼児健診を受けます。
- 赤ちゃんが1歳6か月や3歳以外でも乳幼児健診をする役所もあります。  
1歳6か月のときと、3歳のとき以外の乳幼児健診は、お金がかかることがあります。



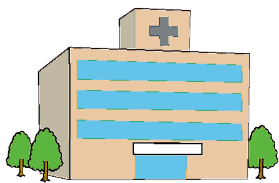
### 4-2 予防接種 <= 病気にならないための注射 >

- 赤ちゃんが病気にならないように、予防接種を受けます。
- 無料の予防接種と、自分でお金を払う予防接種があります。
- 住んでいるまちの役所や医者と相談して、いつ、どの予防接種を受けるか決めます。





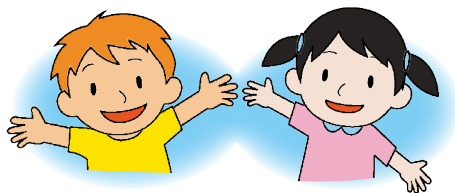
### 4-3 こどもの医療費



6歳までのしょうがっこうに入る前のこどもは、びょういん病院でかかった  
お金の20%を払います。(しょうがっこう そつぎょう まで 無料の  
まちもあります。)

### 4-4 しょうがっこうに入る前のこども

- しょうがっこうに入る前の6歳までのこどもは、ほいくえん保育園やようちえん幼稚園、にんてい認定こども園  
などにかよ通うことができます。
- 3歳から5歳のこどものほいくえん保育園、ようちえん幼稚園、にんてい認定こども園などのほいくりょう保育料はむりょう無料です。  
だいバス代などはむりょう無料になりません。

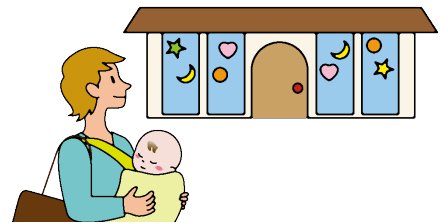




## 4 子どもを産んで育てる

### ほいくえん 保育園

- **親が働いている0歳から小学校に入る前の子ども**を預かって世話をします。
- 1日8時間くらい子どもの世話をします。
- 夜や休みの日にも開いている保育園があります。
- 親が病気や用事などで、子どもの世話をすることができないとき、短い間子どもを預かる『一時預かり』をしている保育園もあります。
- 子どもを保育園に入れたいときは、**役所**に申し込みます。



### ようちえん 幼稚園

- **3歳から小学校に入る前までの子ども**が通うことができます。
- 小学校とは違って、子どもが遊びながらいろいろなことを学びます。
- 1日に4時間ぐら입니다。
- 親が働いているときなどは、朝早くから子どもを預かる幼稚園や、夕方や夜まで子どもを預かる幼稚園もあります。
- 入りたい幼稚園を自分で選んで申し込みます。

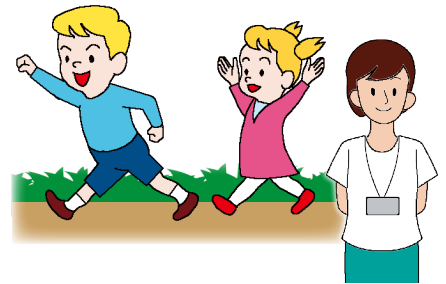


### にんてい 認定こども園

- **認定こども園**は、幼稚園と保育園の両方の特徴があります。
- 親が働いている子どもも、親が働いていない子どもと一緒に通うことができます。
- **認定こども園**を利用したい人は、**役所**や**入りたい園**に相談してください。

## 4-5 ほうかごじどう 放課後児童クラブ (がくどうほいく 学童保育)

- おや はたら しょうがくせい がっこう お ほうかごじどう つか 親が働いている小学生は、学校が終わったら放課後児童クラブを使うことができるまちもあります。
- こ どもが あんぜん あそ やす 遊ぶことができるように、おとな み 大人が見ています。



## 4-6 ファミリー・サポート・センター

- こ どもの せわ てつだ ひと しょうかい かい 子どもの世話を手伝う人を紹介する会です。
- ようじ があるときに、こ どもの せわ ひと しょうかい 用事があるときに、子どもの世話をする人を紹介してもらいます。
- こ どもを ほいくえん など に 迎えに行ってもらったり、おや あいだ こ どもを せわ 保育人などに迎えに行ってもらったり、親がいない間に子どもの世話をしてもらったりします。
- くわ しくは、す 住んでいるまちの やくしょ そうだん 役所に相談してください。

